

# いざなせ? 改憲論議



参議院議員選挙の選挙区は各都道府県に一つとされました。

15年の公職選挙法改正によって、鳥取県と島根県で一つとされました。

これが「合区」です。なぜ

このような法改正が必要だったかというと、その背景には「投票価値の平等」の問題があります。

2012年、最高裁は参議院議員選挙で最大5倍の投票価値の格差が生じていたことについて違憲状態であると判断し、都道府県を単位とする選挙制度の見直しを要請したのです。

ところが、この「合区」についてはとりわけ地元の議員がいないことの不満が大きいようです。そこで、自民党は「合区」解消のための改憲案を発表しました。それは、参議院議員選挙の各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきと定めた上

## 必要性なく、「法の下の平等」に反する

### ⑤ 「合区」解消のための改憲とは

で、その議員の数は「人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案」としてしまえという乱暴な提案なのです。結局、自民党の改憲案は、人口以外の要素を明記することなく、投票における投票価値の格差を認めさせることになりました。つまり、投票における投票価値の格差を認めさせることになります。

また、国会議員は「全国民を代表」(憲法43条)するのであり、選出された都道府県の代表ではありません。自民党的改憲案は、地域代表的性格を与えるもので、全国民の代表制と矛盾することになります。また、このようないい處は、衆議院と参議院の関係はどうなるのか、二院制のあり方まで問題となります。こうした国會のあり方そのものに影響を及ぼす大きな問題があるにもかかわらず、自民党はこの点について何ら説明していません。

3 合区解消・地方公共団体  
(条文の拡充)



人口の減少と東京一極集中が進む中、①人口の少ない県に配分される定数の削減、②鳥取・島根、高知・徳島では各県から一人ずつ参議院議員が選ばれない、③異なる合区、④地方の声が政治に反映されにくくなる、などの問題が指摘されています。

改憲の「必要性」を主張する自民党的リーフ

自民党的改憲案

第四十七条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができます。

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙

より、投票価値の格差拡大を容認しかねません。つまり、投票における投票価値の格差を認めさせることになります。

また、国会議員は「全国民を代表」(憲法43条)するのであり、選出された都道府県の代表ではありません。自民党的改憲案は、地域代表的性格を与えるもので、全国民の代表制と矛盾することになります。また、このようないい處は、衆議院と参議院の関係はどうなるのか、二院制のあり方まで問題となります。こうした国會のあり方そのものに影響を及ぼす大きな問題があるにもかかわらず、自民党はこの点について何ら説明していません。

「投票価値の平等」を維持しながら「合区」を解消するためには、憲法改正による必要はありません。選挙区をこのように定めるか、議員定数をどうするか、これらは公職選挙法の改正で対処すべき問題です。このことについて真摯な検討がなされることはなく持ち出された「合区」解消の改憲案には、必要性自体疑問があると言わざるを得ません。

必要性が認められないばかりか「法の下の平等」という根本原則に反するような憲法改正が認められないことは明らかです。(諸富健弁護士)